

特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区北千束三丁目28番9号VANフラッツ401に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、第1にディーセントワークの考えとソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、障がい者など社会的に弱い立場に置かれている人たちに対し、多様な働き方や働く機会をつくり出すことによって、幅広い意味での自立と社会参加を目指す。第2に、社会的に弱い立場の人々をサポートしたいと考える人々に対して、関連した情報や機会を提供する。第3に、広く一般社会に対し、社会的に弱い立場に置かれている人たちについて広報活動を行い、理解と相互交流の機会を作ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動

- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①社会的に弱い立場に置かれている人々と彼らをサポートする人々の働く場の創出に関する事業
- ②社会的に弱い立場に置かれている人々に関連する調査事業
- ③社会的に弱い立場に置かれている人々に関連する普及啓発・交流等事業
- ④社会的に弱い立場に置かれている人々に関連する有料職業紹介事業
- ⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①この法人のホームページや発行する刊行物などにおける広告掲載事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及団体
- (2) 賛助会員 この法人に賛助することを目的に入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の事業に著しい功績のあった個人及び団体、または福祉・芸術関連の関係者及び学識経験者

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を記した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 特別会員は、理事の推薦に基づき、理事会の承認を得た者とし、入会の手続きを要せず、本人及び団体の代表者による承諾をもって特別会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、入会金及び会費の納入を免除されるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、又は、署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 現理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した響面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、又は署名しなければならない。

第7章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年6月に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及びその他の職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 中尾文香

副理事長 久住慎由美 (内田慎由美)

理事 船谷博生

理事 久住芳男

理事 重野貴

監事 陸静

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成26年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

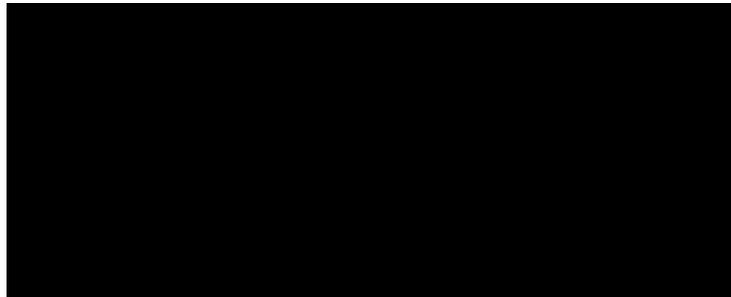
①個人 入会金 5,000 円 年会費(1口) 10,000 円

②団体入会金 10,000 円 年会費(1口) 20,000 円(1口以上)

(2) 賛助会員

①個人 入会金 1,000 円 年会費(1口) 3,000 円

③団体 入会金 2,000 円 年会費(1口) 6,000 円 (1口以上)



2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ

1 事業実施の方針

2025年度は、既存事業の安定的な運営を継続しつつ、バナラ栽培事業および障がい者雇用サポート事業を強化し、収益基盤の拡充を図る。また、ソーシャルインクルージョンを目指すトントウフェスティバルの開催を通じて多様性理解の浸透を進めるとともに、新たに有料職業紹介事業を立ち上げ、障がいのある学生・若者と企業等をつなぐ仕組みを構築する。これらを通じて、多様な人々が安心して働き暮らせる社会の実現に貢献する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【226,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
社会的に弱い立場に置かれている人々と彼らをサポートする人々の働く場の創出に関する事業	障がい者施設と物づくりを行い、販売活動を企業と共同して行う「equalto」事業	通年	法人事務所 都内各所	4名	就労支援施設・利用者	約900名	23,000
	沖縄県の障がい者就労支援施設と協働し、バナラ栽培を行うとともに地域産業の確立を行う事業	通年	法人事務所 沖縄県中頭郡北中城村 ほか	2名	就労支援施設・設 利用者	約50名	23,000
	企業の障がい者雇用や就労支援施設のサポートを行う事業	通年	法人事務所 都内各所	7名	企業、就労支援施設	約1,000名	117,000
	ソーシャルインクルージョンを目指す事業	通年	全国	24名	イベント参加者、関係者、賛同者等	50,000名 以上	63,500
社会的に弱い立場に置かれている人々に関連する有料職業紹介事業	障害のある学生・若者を対象に、企業とのマッチングを行う職業紹介サービス。求人開拓・面談・紹介業務を実施。	通年 (許可取得後に開始)	法人事務所 オンライン 都内各所	2名	障害のある学生・若者、企業等	75名+企業10社	10,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ

1 事業実施の方針

2026年度は、既存事業の安定運営を前提に、2025年度に新たに立ち上げた有料職業紹介事業の拡充と安定的な運営を目指す。障がいのある学生・若者と企業等をつなぐ実績を積み上げる。これらを通じて、多様な人々が安心して働き暮らせる社会の実現に貢献する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【249,200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
社会的に弱い立場に置かれている人々と彼らをサポートする人々の働く場の創出に関する事業	障がい者施設と物づくりを行い、販売活動を企業と共同して行う「equalto」事業	通年	法人事務所 都内各所	4名	就労支援施設・利用者	約900名	24,200
	沖縄県の障がい者就労支援施設と協働し、パニラ栽培を行うとともに地域産業の確立を行う事業	通年	法人事務所 沖縄県中頭郡北中城村 ほか	2名	就労支援施設・設利用者	約50名	24,000
	企業の障がい者雇用や就労支援施設のサポートを行う事業	通年	法人事務所 都内各所	7名	企業、就労支援施設	約1,000名	127,000
	ソーシャルインクルージョンを目指す事業	通年	全国	24名	イベント参加者、関係者、賛同者等	50,000名以上	59,100
社会的に弱い立場に置かれている人々に関連する有料職業紹介事業	障害のある学生・若者を対象に、企業とのマッチングを行う職業紹介サービス。求人開拓・面談・紹介業務を実施。	通年 (許可取得後に開始)	法人事務所 オンライン 都内各所	3名	障害のある学生・若者、企業等	75名+企業10社	15,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

2025年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ

(単位:円)

目	金額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		
受取会費	80,000	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等	80,000,000	
受取助成金等		
4 事業収益	160,000,000	
事業収益		
5 その他の収益	920,000	
その他収益		
経常収益計		241,000,000
(B) 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		64,100,000
給料手当	55,000,000	
法定福利費	9,000,000	
福利厚生費	100,000	
(2) その他経費		90,750,000
売上原価	13,000,000	
業務委託費	29,000,000	
広告宣伝費	4,000,000	
運賃	200,000	
地代家賃	7,000,000	
販売促進費	90,000	
水道光熱費	200,000	
消耗品	2,000,000	
支払保険料	200,000	
修繕費	20,000	
租税公課	5,000,000	
減価償却費	140,000	
接待交際費	5,000,000	
旅費交通費	15,200,000	
通信費	1,300,000	
支払手数料	3,400,000	
会議費	1,400,000	
諸会費	350,000	
図書教育費	800,000	
リース料	2,000,000	
雑費	200,000	
支払利息	250,000	
事業費計		154,850,000
2 管理費		
(1) 人件費		4,210,000
給料手当	4,000,000	
法定福利費	200,000	
福利厚生費	10,000	
(2) その他経費		67,440,000
売上原価	3,000,000	
業務委託費	54,500,000	
広告宣伝費	3,200,000	
運賃	200,000	
地代家賃	2,500,000	
水道光熱費	100,000	
消耗品	450,000	
支払保険料	100,000	
租税公課	150,000	
接待交際費	150,000	
旅費交通費	1,000,000	
通信費	200,000	
支払手数料	950,000	
諸会費	100,000	
支払報酬	540,000	
リース料	200,000	
雑費	100,000	
管理費計		71,650,000
経常費用計		226,500,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①		14,500,000
(C) 経常外収益		
固定資産売却益		0
過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
固定資産売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③		14,500,000
法人税、住民税及び事業税 ...④		70,000
前期繰越正味財産額 ...⑤		16,047,079
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		30,477,079

2026年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			
受取会費		80,000	
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			
受取助成金等		90,000,000	
4 事業収益			
事業収益		180,000,000	
5 その他の収益			
その他収益		920,000	
経常収益計			271,000,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			75,100,000
給料手当		65,000,000	
法定福利費		10,000,000	
福利厚生費		100,000	
(2) その他経費			96,800,000
売上原価		13,000,000	
業務委託費		33,000,000	
広告宣伝費		5,000,000	
運賃		240,000	
地代家賃		7,000,000	
販売促進費		100,000	
水道光熱費		200,000	
消耗品		3,000,000	
支払保険料		200,000	
修繕費		20,000	
租税公課		5,000,000	
減価償却費		140,000	
接待交際費		5,000,000	
旅費交通費		15,200,000	
通信費		1,300,000	
支払手数料		3,400,000	
会議費		1,400,000	
諸会費		350,000	
図書教育費		800,000	
リース料		2,000,000	
雑費		200,000	
支払利息		250,000	
事業費計			171,900,000
2 管理費			
(1) 人件費			5,210,000
給料手当		5,000,000	
法定福利費		200,000	
福利厚生費		10,000	
(2) その他経費			72,090,000
売上原価		3,000,000	
業務委託費		59,000,000	
広告宣伝費		3,200,000	
運賃		200,000	
地代家賃		2,500,000	
水道光熱費		100,000	
消耗品		500,000	
支払保険料		100,000	
租税公課		150,000	
接待交際費		150,000	
旅費交通費		1,100,000	
通信費		200,000	
支払手数料		950,000	
諸会費		100,000	
支払報酬		540,000	
リース料		200,000	
雑費		100,000	
管理費計			77,300,000
経常費用計			249,200,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			21,800,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			21,800,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			30,477,079
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			52,207,079